

第 4-5 章 公共建築物

4-5-1. 公共建築物の景観形成の基本的な考え方

公共建築物は、庁舎をはじめ、学校、文化施設や集会施設、公営住宅など様々な施設があり、地域の景観を構成する要素の一つであると同時に多くの地域住民に利用される施設です。

公共建築物は、事業地及びその周辺の地域の景観形成に大きな影響を与えるものであり、良好な景観を形成するには、個々の公共建築物の特性を踏まえつつ、事業地周辺における景観の現状や市町村の景観計画・施策、地区住民等のまちづくりに関する活動状況等、それぞれの地域に合った適切な配慮を行うとともに地域住民に親しまれる設計をすること、および大規模な施設については**民間建築物の手本**となることが求められます。

このため、良好な公共建築物の景観を形成・保全する際には次の点を心がけます。



写真 4.5.1 県庁別館と噴水広場
(甲府市・山梨県庁別館)

(1) 安全性・利便性・経済性・環境・景観の全てに配慮

公共建築物は、安全性・利便性・経済性・環境が求められてきましたが、前項で示されたように各地域の個性を活かしたまちづくりが進められていく時代において、景観についても同様に配慮していきます。また、景観に配慮する中で一番大事なことは、公共建築物と周囲の地域との関係性を十分に理解し、地域に寄り添ったデザインを行うことです。地域や住民に何を求められているのかを汲み取り、質の高い公共建築物を目指します。

(2) 公共建築物を地域の特性から考える

地域の背景に山があれば山の稜線に掛からない工夫、古民家の多い地域であれば素材や色を揃える、住宅地であれば周囲に圧迫感を与えない、親近感のある意匠にする等、地域の自然、歴史、文化等の景観特性や市町村の景観計画を調査・理解に努め、**地域の景観を尊重**した計画とします。



写真 4.5.2 地域の自然景観に配慮したデザイン

隣接する建物テラスからの富士山眺望を確保するため建物の高さに配慮している。また、外壁材については周囲の森林に馴染む配慮がされている。【景観アドバイザー活用事例】

写真提供：グラスアイ/海老原一己（富士河口湖町・富士山世界遺産センター）

（3）景観形成をトータルに考える

公共建築物の設計をする際は、建築物自体がどう見えるかだけを考えるのではなく、地域にある道路、河川、砂防、公園のような県・市町村の公共施設や民間建築物等との関係性を十分に考慮してデザインを考える必要があります。景観は、歴史・文化・産業・教育など各分野を繋ぐものであり、周囲との関係性が重要です。そのため、各分野に対して横断的に検討し、地域の特性に応じたコンセプトを共有することが大切です。



写真 4.5.3 公園の内部景観に配慮した建築規模

多くの人々が訪れる平和記念公園内での施設整備であるため、人の流れを考慮した施設配置とするとともに、平和記念公園の中心的存在である慰霊碑への影響等、公園内の景観に配慮して施設の大部分の地下化を図り、施設の屋上部分には緑化を行っている。

※参考文献 4-5-2 より（広島・国立広島原爆死没者追悼平和祈念館）



写真 4.5.4 隣接する駅との関係性を考慮したデザイン

既存の駅やロータリー等の統一されたコンセプトに配慮し、一体的なデザインを行っている。【景観アドバイザー活用事例】

（笛吹市・笛吹警察署石和温泉駅交番）

(4) 周囲の景観が主役か、公共建築物が主役か考える

本県は周囲を山々に囲まれた眺望的な景観に優れた眺望優良県です。小高いところに登ることで、県域を遠くまで見渡すことができます。その眺望の視対象となるのは、空であり、連なる山々であり、俯瞰される街並みです。このとき、公共建築物は街並みの中の一部として目に映ります。また、本県の中には旧街道の沿道に栄えた宿場町や、山肌に広がる石積とぶどう畑の農村などの歴史や自然の景観が広がっています。

このとき、公共建築物は宿場町景観や、農村景観などを構成する一部であり、**一連の街並み**として目に映ります。

このように、公共建築物は視点の位置により見え方が異なるため、周囲への影響については十分配慮しなければなりません。

周囲の景観が主役となる場合は、公共建築物は周囲に馴染ませ目立たせないことに配慮します。また、公共建築物が景観の主役となる場合は、周囲の景観に配慮しながら、地域のランドマークとなるようなデザイン等を検討します。

事例紹介

地域のランドマークとなるデザイン（島根・県立美術館）

島根県立美術館と一体的に整備された岸公園は、宍道湖東岸という立地から、宍道湖に沈む夕日の鑑賞スポットとなっています。

親水性の向上を図るため、美術館、公園の敷地と宍道湖の湖面との間になだらかな傾斜の芝生斜面を整備していますが、これは、宍道湖ならびにそこに沈む夕日を眺める際の視線の確保にもつながっています。

管理者の異なる公園（市）・美術館（県）・護岸（国）が連携することによって、湖岸を美術館の前庭のように整備し、建築物としても周囲景観から突出しないデザインとなっています。



写真 4.5.5 全景



写真 4.5.6 建物全面の親水護岸



写真 4.5.7 ロビーから湖岸を臨む

（5）本物の景観を目指す

景観に配慮するということは、公共建築物の外壁の色彩計画について検討するというだけではありません。その地域に合った意匠・素材・色彩を選定することや、経年劣化とともに美しさを増す素材の選定などが重要です。

また、公共建築物を設計する際は、地域住民に地域に貢献するものができたとアピールすることが大切です。そのためには、たくさんの人が公共建築物を視対象として見る場所（視点場）も同時につくることが重要であり、建築物の前に広場などをつくり、開放的な空間を確保することが効果的です。



写真 4.5.8 地場生産の木材の活用
県産材を内外装に多く使用し、入口には樹齢100年以上のヒノキ3本がシンボルツリーとして設置されている。
（小菅村・小菅村役場）

（6）事業の構想段階から建築物の見え方を考える

各視点からの見え方について、建築物は「遠景」「中景」「近景」の3つの見え方をすることを十分検討することが大切です。本県の豊かな眺望や本県の特徴ある地域景観を阻害しないように、建築物の配置、高さ、面積など事業の構想段階から、**各視点からの建築物の見え方を意識**した設計【2-1 参照】をするよう心がけます。

- ・遠景：対象の建築物が背景と一体（群の中の一部）と なって見える遠い視点からの景観であり、群の中で違和感を与えないよう、単体で目を引くような過度なデザインは避け、周辺との調和を意識する。
- ・中景：対象の建築物がその近在の建築物等が一連の街並みとして見える視点からの景観であり、周囲の建築物や自然との連続性を意識する。
- ・近景：対象の建築物の意匠や素材、仕上げが認識できる近い視点からの景観である。

4-5-2. 構想・計画段階

公共建築物の景観形成をするうえで、構想・計画段階が最も重要です。

景観とは、事業地周辺との関係性によって成り立っています。地域の景観は、自然、歴史、文化等とそこに暮らす人々の営みが調和することによって生まれ、形成されていくものです。例えば、富士山や八ヶ岳、南アルプス等のような山並みを背景とした市街地景観、旧街道沿いの宿場町景観や神社や仏閣を中心とする門前町景観、石積と田畑と共に映える養蚕民家の農村景観などによって形成されてきました。構想段階では、こうした景観資源を把握することや、地域の成り立ち、地域の景観形成の目標を把握することが、地域の良好な景観を形成・保全していくうえで重要なことです。

計画段階では、構想段階で読みとった内容を踏まえて、公共建築物を設計する上で、景観形成（デザイン）方針を定めます。

(1) 地域の計画・施策等の調査

計画を検討するうえで、事業地及び周辺地域の景観の現状やまちづくりに関する市町村の計画・施策等を把握するため、関連する法令等【2-1 参照】を事前に調査する必要があります。公共建築物のデザインでは、以下の項目については特に詳細に確認する必要があります。

- 市町村の景観計画
 - ・事業地域の方針
 - ・主要な眺望点からの見え方
 - ・景観形成基準による規制誘導

(2) 事業地の景観構造（地理、地形）の調査

地域の計画・施策等を踏まえたうえで、事業地がどのような地理、地形にあるか等、敷地条件を把握します。県内のどこに位置し、事業地と周辺一帯の地形がどうなっているか調査します。また、事業地に対して周辺の山や川、道、集落等がどの方角に、どの程度の規模のものが存在するのかを調査し、事業地がどのような景観構造のうえにあるのかを理解します。

(3) 周辺地域の景観資源の調査

地域の計画・施策等を踏まえたうえで、事業地へ赴き周辺の景観や土地利用の状況、町並み、植生などを把握します。その際には、四季の変化や天候による変化、朝昼夜による景観の変化等を想定することが大切です。

また、事業地周辺の景観やまちづくりに対する地区住民等の意向を適切に反映することが重要であることから、NPO 法人やまちづくり協議会等の住民主体の団体の活動について把握することが求められます。

① 自然景観を読みとる

- ・事業地の周辺にどのような自然景観・眺望景観があるかを読みとり、事業地が周辺の自然環境にどのような影響があるかを把握する。
- ・背景となる山の稜線の見え方や山の色、事業地からの田畑の見え方及び田畑から事業地の見え方、眺望点から事業地の見え方などを読みとる。



写真 4.5.11 ぶどう畑と背景となる山の眺望
(甲州市・勝沼)



写真 4.5.12 釜無川と背景となる山の眺望
(甲斐市・竜王)

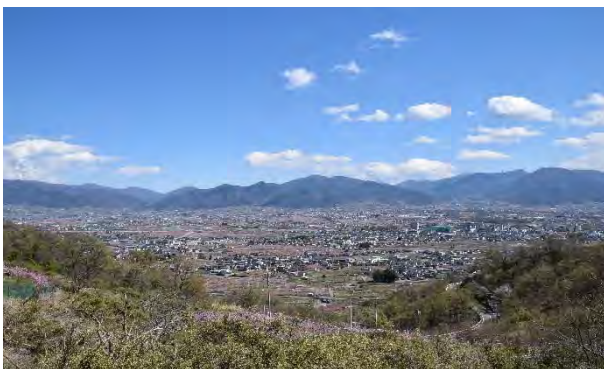


写真 4.5.13 桃の花が咲く盆地を俯瞰した眺望
(山梨市・春日居)

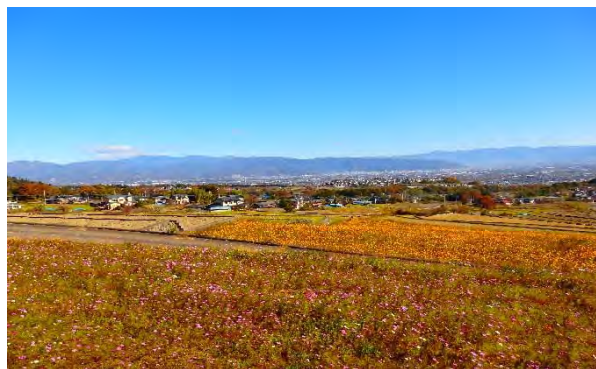


写真 4.5.14 田畑と集落近中景、盆地を俯瞰した眺望
(南アルプス市・中野)

② 歴史・文化的景観を読みとる

- ・ その地域がどのような歴史で生まれたのか、**その地域が大切にしているもの**（文化財など）は何かを読みとる。
- ・ **接道する道や水路の歴史**などを把握する。祭りの神輿が通る道になっているのか、文化財になっていなくても、道祖神やシンボルとなる樹木があるかなど読みとる。



写真 4.5.15 伝統的建築物群保存地区の景観
（甲州市・上条集落）



写真 4.5.16 乙ヶ妻のシダレザクラと農村景観
（山梨市・牧丘）



写真 4.5.17 参道景観
（身延町・久遠寺）



写真 4.5.18 旧街道のまちなみ景観
（北杜市・台ヶ原宿）

③ 市街地・集落景観を読みとる

- ・事業地周辺の建物様式については、現在の仕様と歴史的な仕様を区別して把握する必要がある。その他建築物の高さや、素材について把握し、地域の計画・施策を参考に今後の目指すべき市街地・集落景観を読みとる。【4-5-3 (1) 1) ② 参照】



写真 4.5.19 市街地景観
(甲府市・甲府駅北口)



写真 4.5.20 農村景観
(南アルプス市・平岡)



写真 4.5.21 商店街の市街地景観
(市川三郷町・市川地区中央部本通り)



写真 4.5.22 参道景観
(富士吉田市・上吉田)

④ 事業地周辺の色彩を読みとる

- ・事業地周辺の色彩の調査においては、単に赤、青などの色相だけでなく、彩度、明度及び素材感などについても調査が必要である。

石・木材・漆喰・タイルなどの素材感や表面仕上げ、光の当たり方による色の見え方の違いなどにも留意し色彩を読みとる。

【4-5-3 (1) 4) 参照】



写真 4.5.23 色見本による測色

現場で色票と比較することにより測色する。(視感測色)

左：色票を対象物に直接当てる場合 右：色票のスリットから対象物を見る場合

※参考文献 4-5-3 より

（4）景観形成（デザイン）方針の検討

調査により把握した地域の景観資源、景観形成の目標像、事業地周辺の景観の状況、住民活動団体等のまちづくり活動の取り組み等を踏まえて、景観形成（デザイン）方針を検討することが必要です。

○景観形成（デザイン）方針を検討するにあたり配慮すべきこと

①基本コンセプトをかためる

施設の用途や事業地周辺の状況を踏まえて、その地域に求められる建築物とは何かを検討し、設計の軸となるコンセプトを決定します。

例えば、学校を設計する場合は、「地域に溶け込み、地域住民に開けた学校」、庁舎を設計する場合は、「地域住民が気兼ねなく集まりたくなる庁舎」などコンセプトを検討します。

このようにコンセプトを決定することによって、設計段階で「周囲への圧迫感の少ない建物配置・建物形状にしよう」、「暖色系の外壁の方が良い」等、目的から逸脱しない設計が進みます。

②余裕を持った配置計画・ゾーニングの検討

事業地周辺・主要な眺望点からの見え方や、景観構造との兼ね合いから利用者の動線等から建築物の向き、配置計画・ゾーニングについて検討します。

例えば、鉄道駅ホーム、道路から来る利用者の視線を考え、富士山や八ヶ岳など施設からの眺めを考慮して建物の向きを検討し、敷地内での利用者の動線を考慮し、主要施設・併設施設・駐車場等の配置・ゾーニングを検討します。

この段階で十分な検討を行わないと、設計時に敷地内に施設が収まらないことや、敷地に対してパズルのように無理矢理詰め込んだ建物配置となり、利用者に対して優しくない施設となる恐れがあります。敷地に対して余裕を持った検討を行いましょう。

③法令等の基準よりも厳しい目で見え方を配慮

調査により把握した地域の法令等の基準は、場合によっては基準以上に厳しく設計に反映させることを検討します。

例えば、都市計画法の高さ制限では高さ 20m未満であったが、20mぎりぎり建物で建ててしまうと前面道路を視点としたときに建物が山の稜線を侵してしまう恐れがある場合は、自主的に 15m未満に高さを抑えることなどを検討します。

法令等の基準はあくまでネガティブチェックの要素を含んでおり、基準の通り建物を建てても良い景観となるとは言いきれません。公共建築物や事業地周辺をより良い景観に導くためには、自主的に基準を厳しくする必要があることを意識しなければいけません。

4-5-3. 設計段階

建築物、建築物本体に付属する施設等及び工作物（以下、建築物等とする。）を設計する際は、建築物の用途や機能等、および構想・計画段階で整理した事業地周辺の状況に応じて異なるため、設計者においては、事業毎に個別に検討することが必要です。そのため、本ガイドラインの設計段階においても、個別の検討の参考となる内容を示します。

(1) 基本設計

1) 事業地周辺の景観への配慮

①周辺の自然景観への配慮

構想・計画段階にて読みといた事業地周辺の自然景観について、山並みや、緑地、田畑、湖、川などに調和するように建築物の形状、高さ、配置、色彩等を検討することが必要です。

例えば、背景となる山並みはその地域の「主役」であれば、建築物の形状を稜線の勾配に合わせることや高さをなるべく抑えて山並みへの眺望をできるかぎり阻害しないよう考慮すること、周辺景観の秩序から逸脱する形状としないなど調和を図ります。また、川、湖などの水辺が特徴的な地域の場合は、水辺への見通しを取り込んだ建物の配置とすることや、背景が水辺になることだけでなく、水辺からの見え方についても検証し、形状、高さを検討します。



写真 4.5.24 富士山や森林に配慮したデザイン
隣接する施設の視点場から富士山、森林への眺望を阻害しない建物高さに抑える配慮がされている。【景観アドバイザー活用事例】
写真提供：グラスアイ/海老原一己
(富士河口湖町・富士山世界遺産センター)



写真 4.5.25 背景の山と調和したデザイン
分棟配置により、公園や隣接する道路などの主要な視点場から、背景となる山岳への眺望を阻害しない高さに抑えられている。
(甲斐市・市立玉幡公園 Kai・遊・パーク)

②周辺の歴史・文化的景観への配慮

構想・計画段階にて読みといた事業地周辺の歴史・文化的景観について、歴史的な建造物や樹木、街並みなどから地域の成り立ちや景観の特徴を理解し、**建築物の意匠や高さ、素材、仕上げ**などを考慮します。また、やむを得ず歴史的な建造物の除却や樹木の伐採をせざるを得ない場合は、その代替措置を検討する必要があります。

例えば、地域の建築様式や工法、素材は、自然条件や歴史的背景、地場産業等との関連が大きく、それらをデザインに活用し、地域らしさを継承していくことが重要です。歴史的な街並みでは、敷地割りの特徴、屋根の形状や勾配、間口や高さの関係、屋根瓦や外壁材の産地、格子などの地域固有の意匠要素等を調査し、適切にデザインに取り入れることで、地域らしさを表現することが考えられます。ただし、現在の生活様式等の関係から、全く同じものとするのが適当でない場合は、同様の雰囲気をもった素材等の活用などによる工夫を行うことも考えられます。



写真 4.5.26 歴史的町並みとの調和（左：中景、右：近景）

柏原の歴史的街並みを構成する建造物の外観は水平ラインで統一され、また、瓦屋根、格子、築地塀といった伝統的な要素を用いて簡素かつ美しく整えられている。本庁舎はこれらの要素を取り入れ、かつての面影を残す環境に配慮しながら、新たな柏原らしさの表現を目指している。

※参考文献 4-5-2 より（兵庫・柏原法務総合庁舎）

③ 周辺の市街地・集落景観への配慮

構想・計画段階にて読みといた市街地・集落景観について、街並みの連続性や市町村の景観計画での市街地・集落の特徴を参考に建築物の意匠や高さ、素材、仕上げを検討する必要があります。ただし、事業地周辺の状況によっては、事業地周辺の街並みと合わせるのではなく、事業地周辺をリードするような建築物をデザインすることも考えられます。



写真 4.5.27 市街地・集落景観を読みとる

古くから和紙の生産地として栄え、今も古い街並みが点在し、町としてもまちなみ景観形成の整備に力をいれて取り組んでいる地域です。本施設は、瓦屋根に深い軒先、地場産材の木材を内部ホールに取り入れるなど、地域のまちなみとの調和を図っています。

※参考文献 4-5-2 より（高知・伊野税務署）

2) 各視点からの見え方への配慮

① 主要な眺望点からの美しい景観を阻害しない【遠景】

構想・計画段階にて抽出した山梨県眺望ポイントや市町村で定める主要な眺望点等からの景観を踏まえ、整

備する建築物等がその景観に与える影響を視覚化資料（フォトモンタージュ等）にて検証し、**高さや規模、色彩、意匠等**について十分に配慮します。

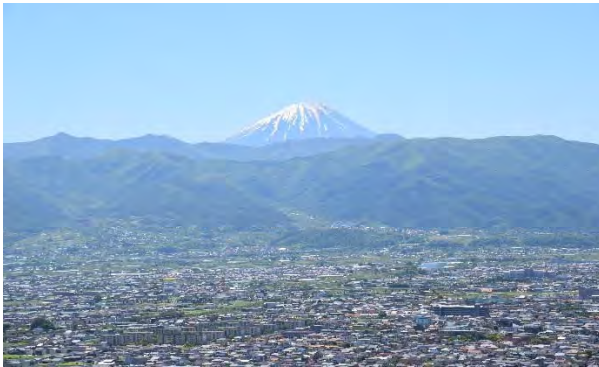


写真 4.5.28 山梨県公共眺望ポイントからの甲府盆地の眺望
遠景では建築物の高さや規模、色彩、意匠等はどのように見えるかを想定する必要がある。
（甲府市・山梨県立科学館屋上）



写真 4.5.29 農道からの農村、富士山の眺望
山の稜線や農村の色彩がよくわかります。建築物設計する際に高さや色彩、意匠等はどのように配慮するべきか検討する。
（北杜市・高根）

②沿道景観への配慮【中景】

構想・計画段階にて把握した事業地周辺の状況や主要視点場からの見え方を参考に、**配置とファサード**を検討します。まち並みとして一体視される場合は、まちの表の顔であり訪れた人々にその街を印象づける重要な箇所であるため、まち並み景観へのきめ細かな配慮が必要です。

このため、屋外階段や設備類等は道路から目立たない配置とすること、やむを得ず配置する場合は建物と一体的なデザインとすることが望まれます。

また、駐車場は、道路に露出しないような車路や出入口、立体施設等の配置に工夫することや植栽等により修景を図ることが望まれます。



写真 4.5.30 沿道からの見え方に配慮したデザイン
駅側のファサードは、植栽やオープンスペースが確保され、まち並みと一体化しています。また、駐車場については建物の奥へ配置されています。【景観アドバイザー活用事例】
（甲府市・山梨県立図書館）

③外構、オープンスペースの景観検討【近景】

構想・計画段階にて把握した事業地周辺の植生や景観形成（デザイン）方針の検討における建築物に求められる計画条件や役割を参考に**敷地内の外構、オープンスペース**を設計します。

外構においては、歩行者と車との動線を分けた「**人にやさしい空間**」を意識します。建築物と道路、建築物間にあるオープンスペースは、歩行や賑わいの空間であり、それらが建築物の利用者が休憩・滞留する場であれば、利用者は大事にされていると思われ、建築物が良いものだという印象をもちます。このため、外構・オープンスペースの設計では、利用者の視点からデザインを考えることが重要になります。

これらは、建築物の愛着・満足度にも繋がることであり、長く愛される施設には欠かせないことです。



写真 4.5.31 公開空地の広場としての利用

県庁敷地内を噴水広場としている。親子での利用者も多く、噴水を止めればイベントスペースとしての利用も可能である。
写真提供：グラスアイ/海老原一己（甲府市・山梨県庁）



県庁の敷地内の中庭に休憩スペースなどの空間「オープンガーデンやまなし」を創出している。
写真提供：グラスアイ/海老原一己

④それぞれの視点におけるサイン計画

遠景、中景から認識できるような屋外サインは、壁面への埋め込みや集約化を図り、建物と一体的なデザインとするため、素材や色彩について十分な配慮が必要です。また、敷地内における誘導ブロックやサイン（案内看板）などの設置については、建築物の配置、外構、利用者の動線を設計するときに同時に設計する必要があります。以下に配慮します。

- ・動線が分岐する点からそれぞれ視認でき、歩行者の円滑な移動を妨げない位置に配置する。
- ・視覚障害者誘導ブロック（点字ブロック）の位置を避ける。
- ・規模が大きい施設の場合には、誘導サインはできるだけ繰り返し配置する。

※盤面（文字の大きさ、ピクトグラム）は、「ひと目でわかるシンボルサイン—標準案内用図記号ガイドブック」を参照して設定すること。

3) 建築物の周囲における緑化等の推進

緑が人々の生活や環境に与える効果は多大であることから、県が定める環境緑化基準へ適合させるだけでなく、潤いのある景観形成のためにも、外構、オープンスペースに積極的に緑化することが重要です。また、植栽はコンセプトや目的にあわせて樹種を選ぶことが重要であり、その際には、地域の植生を十分に考慮することが大切です。敷地内のシンボルツリーとするのであれば特徴的な高木、建築物の圧迫感軽減には高木、目隠しに使用するならば常緑樹、子どもなどが集まる施設にはドングリの木（カシ類）など、用途に応じて積極的に取り込むことが望まれます。

また、植栽スペースに限りがある場合などは、屋上や壁面、バルコニーなどの緑化の工夫により緑空間を確保することも考えられます。

※樹種の選定は、山梨県緑化計画参考資料「県が選定した郷土種（前緑化計画）」を参照して設定すること。



写真 4.5.32 オープンスペースへの緑化
オープンスペースに高木のシンボルツリーを配置することで休憩スペースに日陰をつくる効果が生れている。
写真提供：グラスアイ/海老原一己（甲府市・山梨県庁）



写真 4.5.33 高木による圧迫感の軽減
建替え前の団地にあった既存木を移植して建物周囲に配置することにより、建築物の圧迫感を和らげ、周辺市街地との調和に配慮
※参考文献 4-5-5 より（佐賀・佐賀市）



写真 4.5.34 潤いのある景観形成
高木と中低木を組み合わせ豊富な植栽により、緑豊かな潤いのあるエントランスを形成
※参考文献 4-5-5 より（神奈川・相模原市）



写真 4.5.35 自然環境との調和
富士山麓の自然環境との調和に配慮し、「みどり」を取り入れた。
※参考文献 4-5-7 より（富士河口湖町）

4) 素材、工法、色彩等への配慮

①時間の経過とともに美しく味わいある景観となるような素材、工法等の選択

建築物は完成した時点から、日射や風雨等に曝され、時間の経過とともに汚れや劣化などが生じます。このため、外壁や屋根に用いる素材等には、**汚れが目立たず維持管理がしやすく**、また時間が経過するにつれ**味わい深い表情**となるようなものを選択することに留意する必要があります。例えば、石や木材等の自然由来の素材は、時間の経過により適切な経年変化（エイジング）が得られる素材であり、積極的に採用を検討すること。10年、20年後と時が経つにつれて美しくなる建築物を目指した設計が望まれます。



写真 4.5.36 エイジングする屋根材の採用
経年変化により味わい深い緑青になる銅版で、屋根を葺いた例

※参考文献 4-5-5 より（山形・山形市）



写真 4.5.37 植栽（ツタ類）の援用
立体駐車場の外壁を通風性の良いものとし、かつツタ類が壁面を徐々に覆い、味わいがでていく

※参考文献 4-5-5 より（長崎・長崎市）

②地域の自然や街並みの色彩への配慮

構想・計画段階にて把握した事業地周辺の色彩を参考にして、明度・彩度は周辺よりも抑えるように心掛けます。色相については、**建築物が動かない色**であることを念頭に置き、慎重に検討する必要があります。なお、水辺だから青、ぶどうが有名だから紫など、安易に色彩を選択することは避けます。

木材や土、漆喰など伝統的な建築物の外壁色や自然界の基調色となる土や石、木の幹の色の色相は YR 系や Y 系の低彩度に収まっており、これらの色相を用いると違和感が少ないとされています。また、屋根や外壁にアクセントをつける場合は、その施設の機能や周辺地域の街並み等を考慮し、**周辺景観から逸脱しない配色**が望まれます。※外壁色は、「10YR の彩度 3 以下とすると違和感が少ない」、「塗分けは色相で分けるのではなく、明度差を 2 程度で分けるとよい」などと言われる。【5 章 参照】



写真 4.5.38 背景の山岳に調和する色彩の選択
自然界の基調色（10YR）の色相による塗装改修後の団地（写真左）と改修前の団地（写真右）【景観アドバイザー活用事例】
（都留市・県営住宅熊井戸団地）



写真 4.5.39 明度差による塗分け
同じ色相の明度の差により塗り分けた例。ブラウン 10YR 6/1.5、ベージュ 10YR 8/1.5【景観アドバイザー活用事例】
（市川三郷町・県営住宅三珠団地）

5) その他

①建築物内からの景観を考慮する

建築物内から見える景観は、内装、家具、窓、外構、敷地外の景色、遠景の山という順にフィルターのように重なり合っています。利用者に見せたい景色が何かを考えて建築物を設計することは、配置、間取り、内装、外構、植栽等の建築の全てを検討することであり、快適な建築物のデザインに必要なことです。本県の特徴でもある優れた眺望景観を活かすため、建築物内からの景観を検討することが望まれます。

②夜間景観に配慮した照明デザイン

昼間景観だけでなく、夜間景観を美しくすることは、まちの魅力を増すことにもなることから、照明方法等に配慮することが必要です。例えば、住宅地では、防犯や歩行などに必要な照度を確保し、庭は優しい間接照明とすることが望まれます。なお、商業地は、ライトアップやイルミネーションなどによる賑わいの演出も効果的です。

また、光色についても十分配慮が必要です。例えば、温かみのある街並みには電球色の明かりとするなど地域に求められる照明を検討します。



写真 4.5.40 照明による強調
リニアをイメージした建物外観を引き立てる光色の採用。

(都留市・山梨県リニア見学センター)



写真 4.5.41 賑わいや楽しい雰囲気を醸し出す照明演出
商業施設などの場合は、賑わいや楽しい雰囲気を醸し出す照明の演出が効果的

※参考文献 4-5-5 より (福岡・福岡市)

(2) 実施設計

実施設計においては、建築物の材料、色彩その他の形態意匠、設備等の付属物、建築物周辺の景観配慮事項等について詳細に検討することが必要です。その際には、事業完了後の維持管理を考慮し、**耐久性**がある材料、**汚れが目立ちにくい材料**や**エイジング効果が出る材料**等の選択、修繕・改修が容易な工法や建物形状等を検討することが必要です。基本設計時に想定したものを実現するよう努めることが大切です。

また、サンプル等による確認を行うことと併せて、視覚化資料（スケッチパース、CG、フォトモンタージュ、模型等）を活用し、完成後の全体の印象や細部等を予測しつつ、実施設計を進めることが望まれます。

4-5-4. 施工段階

施工段階においては、建築物の材料、色彩について現場での見本による確認を行いながら、基本設計・実施設計で決定した内容に沿って施工します。また、施工段階で生じる修正や変更については、設計に対して一貫性を保ちながら行います。

施工中に設置される現場事務所、仮囲い、足場、覆い等の仮設構築物についても、周辺の景観に配慮した色彩やデザイン等とします。

○ 望ましい例



写真 4.5.42 間伐材による仮囲い

駅前という目立つ空間であるため、設置期間への耐久性、組み立て、ばらし、移動、再組み立てを繰り返す上での重量、簡易にモジュール化できることなどからスギ材によるルーバーが採用され、単純ながら清廉な佇まいをつくっている。

※写真提供：ナグモデザイン事務所（東京・有楽町駅前）

デザイン : ナグモデザイン事務所

仮囲い施工時期：2005年12月～2006年12月

使用素材 : 杉 西川材（埼玉）

▲ 改善が望まれる例



写真 4.5.43 仮囲い（周囲から突出した色彩）

※参考文献 4-5-8 より

4-5-5. 維持管理・活用段階

建物は日常の維持管理や定期点検・診断を行い、異常が発見されたときは適切に保守・修繕することが必要です。

既存建物の維持補修に際しては、設計当時の整備方針を継承し、**色彩・意匠・形態において一貫性のある維持補修**を行い、当初の設計と著しく異なる仕様や色彩、デザインによる施工は避けるものとします。ただし、時代の変化に応じて周囲の建物状況が変化した場合には周辺の街並みに合わせた維持補修を行うことも考える必要があります。

建築物の老朽化等により、修繕や改修は必要不可欠です。この場合、単に必要な箇所だけを修繕・改修するのではなく、その機会に景観形成上より良いものとするため、屋根や壁面等の形状や材料、色彩等を周辺に調和するよう配慮することが必要です。

【整備前】



【整備後】



写真 4.5.44 周辺の街並みに合わせた改修

陸屋根の改修にあたり、周辺の武家屋敷や土塀の残るまち並との調和に配慮したデザインにした住宅

※参考文献 4-5-5 より（山口・下関市）

公共建築物は、地域住民の交流の場となることがあり、幅広い活用が見込まれます。このような場合には地域住民への活用を促し、地域のまちづくりの拠点となるような施設であるべきです。